人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づき、人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年三月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一五―一四―二九

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中リを削り、ヌをリとし、ルをヌとし、同号ヲ⑵中「又は首都圏臨海防災センター」を「、首都圏臨海防災センター又は近畿圏臨海防災センター」に改め、同号ヲ中⑹を削り、⑺を⑹とし、同号ヲを同号ルとする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（人事院規則九―一五の一部改正）

2　人事院規則九―一五（宿日直手当）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「からリまで、ル並びにヲ⑶及び⑺」を「、チ、ヌ並びにル⑶及び⑹」に改める。

人事院は、国家公務員災害補償法に基づき、人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年三月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一六―〇―五八

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

第二十八条の三中「次の各号に掲げる場合」を「前条の表に掲げる介護を要する状態」に、「当該各号に掲げる」を「労働者災害補償保険法第十九条の二の規定により厚生労働大臣が定める額に準じて人事院が定める」に改め、同条各号を削る。

附　則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

告　示

○内閣府告示第三十九号

平成二十二年十一月二十四日内閣府告示第三百六十五号（特定非営利活動促進法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行規則第九条の規定に基づき、内閣総理大臣の指定する縦覧の場所及び内閣総理大臣の定める閲覧の場所を定める件）は、平成二十四年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

○内閣府告示第四十号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第五条第二項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第十五号（公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行することとしたので、公示する。

平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

国立大学法人弘前大学附属図書館医学部保健学科分室の項を削る。

国立大学法人東京大学経済学部図書館の項中「経済学部図書館」を「経済学図書館」に改める。

国立大学法人横浜国立大学経済学部附属貿易文献資料センターの項中「貿易文献資料センター」を「アジア経済社会研究センター」に改める。

国立大学法人熊本大学附属図書館中央館の項中「熊本市」を「熊本市中央区」に改める。

国立大学法人熊本大学附属図書館医学系分館の項中「熊本市」を「熊本市中央区」に改める。

国立大学法人熊本大学附属図書館薬学部分館の項中「熊本市」を「熊本市中央区」に改める。

国立大学法人熊本大学五高記念館の項中「熊本市」を「熊本市中央区」に改める。

大学共同利用機関法人人間文化研究機構国際日本文化研究センター情報管理施設（図書館）の項中「大枝山」を「大枝山町」に改める。

○内閣府告示第四十一号

大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第三条第一項の規定に基づき、地震防災対策強化地域を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により公示する。

なお、東海地震に係る地震防災対策強化地域を指定した件（平成二十三年四月一日内閣府告示第十八号）は、廃止する。

平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

東海地震に係る地震防災対策強化地域

都県名	区域
東京都	新島村、神津島村及び三宅村の区域
神奈川県	平塚市、小田原市、茅ケ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、高座郡、中郡、足柄上郡及び足柄下郡の区域
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡及び南都留郡の区域
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、同郡阿智村、同郡下條村、同郡天龍村、同郡泰阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村及び同郡大鹿村の区域
岐阜県	中津川市の区域
静岡県	全域
愛知県	名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、愛知郡、海部郡、知多郡、額田郡、北設楽郡設楽町及び同郡東栄町の区域
三重県	伊勢市、桑名市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、桑名郡、度会郡大紀町、同郡南伊勢町及び北牟婁郡の区域

備考　この表に掲げる区域は、平成二十四年四月一日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。